

## 資料 5

令和 7 年 1 月 21 日  
高齢・障害医療課

### 重度心身障害者医療費支給制度の見直しについて（報告）

本市重度心身障害者医療費支給制度は、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業の開始に伴い、昭和 51 年 1 月より、川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例に基づき、現在、下記 1 のとおり実施しております。

今年度、埼玉県におきましては、制度を改正し、下記 2 のとおり精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている方（以下「精神 2 級」という）を補助対象とすることとしております。

また、本市では、厳しい財政状況であっても将来にわたり、様々な行政課題に対応しながら安定的に行行政サービスを提供していくため、「川越市行財政改革推進計画」を策定し、事務事業の見直しや積極的な歳入の確保などの対策に取り組んでおり、本制度における身体障害者手帳 4 級の交付を受けている方（以下「身体 4 級」という）への助成は、見直し対象事業として位置付けている状況でございます。

こうした状況を踏まえ、本制度を見直しすることについて下記のとおりご報告申し上げます。

記

#### 1 本市事業概要

重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金（自己負担額）を助成（負担割合は市 2 分の 1、県 2 分の 1。ただし身体 4 級は県補助対象外）しております。

- 対象者（所得制限あり、身体 4 級は住民税非課税者のみ）
  - ・身体障害者手帳 1 ~ 4 級の交付を受けている方
  - ・療育手帳Ⓐ、A、B の交付を受けている方
  - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方  
(精神病床の入院費用は助成対象外)
  - ・後期高齢者医療制度の障害認定を受けることが可能な程度の障害に該当し、同制度に加入している 65 歳以上の方
- ※ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降に、65 歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。

## 2 埼玉県の制度改正

新たに精神 2 級を重度心身障害者医療費支給事業の補助対象とします。ただし、対象となる医療費は、自立支援医療（精神通院医療）に係る自己負担額のみとなります。

## 3 本市の現状と制度の見直し

### (1) 現状

県が新たに補助対象とする精神 2 級は、本市において、近年、年間 150 人～200 人程度増加し、令和 6 年度末は 2,615 人であり、市が精神 2 級の自立支援医療（精神通院医療）に係る自己負担額を助成対象とした場合には、年々扶助費が増加することが見込まれるところです。

また、県補助金の対象となっていない、身体 4 級の住民税非課税の方に対する助成は、他市より水準が高く、県内では、身体 4 級へ助成を行っている自治体はなく、他の中核市におきましても、助成内容に違いはありますが、市単独事業として実施しているのは 6 市のみでございます。

なお、本市の重度心身障害者医療費支給制度に係る扶助費は、令和 6 年度決算額では約 6 億円であり、そのうち、身体 4 級への助成は約 6,500 万円で、市負担額に占める割合は約 19 % でございます。

### (2) 制度の見直し予定

新たに県補助対象となる精神 2 級の自立支援医療（精神通院医療）に係る自己負担額を、令和 8 年 4 月 1 日から市の助成対象とする予定です。

また、本制度の将来にわたる安定的かつ継続的な運営の維持及び本市の財政状況等から、身体 4 級を令和 9 年 8 月 1 日から助成対象外とする予定です。

## 4 今後のスケジュール

12 月 条例改正案を提出